

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を追加公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成28年7月1日

国土交通省 関東地方整備局

関東技術事務所長

鈴木 勝

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等において、関東技術事務所が実施する災害応急対策業務に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、建設機械及び資材等の提供等の要請について、その方法を定め、災害応急対策業務を円滑に行うことで、被災施設等の早期復旧、被災箇所の被害拡大防止に資することを目的とする。
- (3) 内容：協定書は別紙－1または別紙－2のとおり
- (4) 期間：協定締結日から協定締結者が協定の解約を申し出た日まで

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成28年度の一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、3.（1）①②③④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬のいずれか若しくは全てを選定する者にあつては一般土木工事、維持修繕工事、機械設備工事のいずれか、⑨⑩のいずれか若しくは全てを選定する者にあつては鋼橋上部工事、③④⑤⑥⑦⑪⑫⑬のいずれか若しくは全てを選定する者にあつては役務の提供等、⑤⑥⑦⑪⑫⑬のいずれか若しくは全てを選定する者にあつては物品の販売に認定がなされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以

下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成28年度の一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、関東地方整備局における平成27年度以前の一般競争(指名競争)入札参加資格の資格業者として(物品の販売については平成28年度を含む)、平成13年4月1日以降に受注し完成・完了した工事、業務、物品の販売または役務の提供等の実績を有すること。

なお、上記以外に、3.(1)⑤⑥⑦の協定の業務内容については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成28年度の一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、平成13年4月1日以降に関東地方整備局管内で、「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注し完成・完了した物品の販売または役務の提供等の実績を有すればよい。

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)とする。(以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。)

(注1)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方公共団体日本下水道事業団をいう。また、国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

(注2)「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区、

及び地方開発事業団)をいう。

(注3)「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注5)「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料に関する事項

(1) 協定の業務内容

応募者が、下記項目より、本協定に基づき実施を希望する業務内容について選定するものとする。

- ① 船橋防災センター構内における備蓄資機材の積み込み・積み卸し作業(クレーン等の調達を含む)
- ② 船橋防災センター構内における備蓄資機材の積み込み・積み卸し作業(5t吊以上のクレーン作業を除く)
- ③ 関東技術事務所及び船橋防災センターから災害現場等までの備蓄資機材の運搬作業(貨物自動車の調達を含む)
- ④ 災害対策用機械の運搬、現地設営作業及び運転操作(現地作業の責任者として予定する者は、関東技術事務所が実施する操作訓練等の経験を有する者、若しくは本協定締結後速やかに訓練参加可能な者でなければならない)
- ⑤ 関東地方整備局が保有する燃料の運搬及び燃料配給支援作業(危険物取扱者の資格を有する者の確保、タンクローリー車等の燃料運搬用車両の調達を含む)
- ⑥ 自社で保有する資機材の供給(災害現場等までの運搬等作業を含む)
- ⑦ 自社で保有する燃料の供給(災害現場等までの運搬等作業、危険物取扱者の資格を有する者の確保、タンクローリー車等の燃料運搬用車両の調達を含む)
- ⑧ 船橋防災センターが保有する応急組立橋の災害発生現場等までの運搬及び積み込み・積み卸し作業(貨物自動車、クレーン等の調達を含む)
- ⑨ 船橋防災センターが保有する応急組立橋の災害発生現場における組立・解体作業(現地作業の責任者として予定する者は、橋梁上部工(鋼橋)工事の実績を有し、かつ本協定締結後に関東技術事務所が実施する応急組立橋架設訓練に参加可能な者でなければならない)

- ⑩ 自社で保有する応急組立橋の災害発生現場までの運搬及び積み込み・積み卸し（貨物自動車、クレーン等の調達を含む）及び組立・解体作業（現地作業の責任者として予定する者は、橋梁上部工（鋼橋）工事の実績を有し、かつ本協定締結後に関東技術事務所が実施する応急組立橋架設訓練に参加可能な者でなければならない）
 - ⑪ 船橋防災センターが保有する遠隔操縦式バックホウ（分解・組立式）の運搬及び分解・組み立て作業（遠隔操縦式バックホウ（分解・組立式）の販売または修繕の実績を有し、作業要員に対し、本協定締結後に関東技術事務所が実施する遠隔操縦式バックホウの分解・組立訓練に参加させることができる者でなければならない）
 - ⑫ 船橋防災センターが保有する遠隔操縦式バックホウの遠隔操作（作業要員に対し、本協定締結後に関東技術事務所が実施する遠隔操縦式バックホウの操作訓練に参加させることができる者でなければならない）
 - ⑬ 船橋防災センターが保有する遠隔操縦式バックホウ（分解・組立式）に装備されている情報化機器の取付、設定及び点検調整、現場稼働時の支援作業
- （２）技術審査における審査項目は次のとおりとする。
- ① 行政機関等との災害応急復旧等に係る協定又は契約の締結状況
 - ② 上記（１）で選定した業務内容
 - ③ 本協定に基づく災害対策の実務を予定する本社・支店・営業所等（以下「本社等」という。）の連絡先及び通信手段障害時等緊急時の連絡要員
 - ④ 応募者が選定した業務内容を実施するために必要な人員及び資機材の保有状況、業務実施のための確保可能な人員、主な活動地域
 - ⑤ 本協定に基づき実施する業務の現地作業責任者となる配置予定技術者（管理技術者等）
配置予定技術者は本協定の締結に当たり、建設業法等関係法令に基づく業務管理が出来る者を配置するものとする。
 - ⑥ 上記２．（５）における実績
- （３）上記における業務内容及び技術審査の各項目についての詳細は技術資料作成要領による。

４．協定締結の選定及び要請依頼順に関する事項

協定締結者の選定方法及び要請依頼順は次のとおりとする。

- （１）協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を国土交通省関東地方整備局関東技術事務所長（以下「甲」という。）が総合的に判断し選定するものである。また、災害時の要請依頼順は、選定された協定締結者に対して、災害要請内容と３．（１）及び（２）の①③④⑤に基づいて下記①～④により定めるものとする。なお、甲が定める要請依頼順は公表しない。
- ① 災害対策業務等の業務内容に合致する協定締結者から選定する。
 - ② 災害対策業務等の実施場所の近くに本社等がある者を優先する。
 - ③ 災害対策業務等の実施に必要な人員及び資機材を確保できると考える者を優先する。
 - ④ 他の行政機関等に優先し協力が得られると考える者を優先する。

5. 手続等

(1) 担当部署 〒270-2218

千葉県松戸市五香西 6-1 2-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課 (担当：岡澤、宮本)

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成28年7月1日(金)から随時。但し、下記②の窓口においては、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

② 交付場所及び方法

資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)の入手方法は、関東技術事務所HPからのダウンロード、または関東技術事務所防災技術課の窓口において配布する。

※関東技術事務所HPアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.htm>

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

① 受付期間

毎年、四半期ごとに随時(4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月28日、1月4日から3月31日)。なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

② 提出場所

〒270-2218

千葉県松戸市五香西 6-1 2-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による。
詳細は、技術資料作成要領による。

(4) 協定締結者への通知

① 通知方法

協定締結者へは郵送及び電送により書面をもって通知する。

② 選定通知

四半期の末日から60日以内に通知するものとする。(電送及び郵送予定)

6. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性社会性で「地域貢献度」として加算評価されるものである（対象となる施工都県は、当事務所の活動拠点となる区域である千葉県のほか、関東地方整備局が関係する燃料備蓄貯蔵タンクが平成25年1月31日時点で設置されている埼玉県、群馬県、栃木県とする）。
- (2) 提出頂いた技術資料に関し、四半期の末日から30日以内にヒアリングを実施するものとする。